○国土交通省告示第百五十五号

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第九号）の施行に伴い、並びに道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十条、第三十条、第五十五条、第六十一条、第六十一条の二、第六十二条から第六十五条まで、第六十六条、第六十六条の七、第六十六条の九から第六十六条の十一まで、第六十六条の十三、第六十六条の十五及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規

定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　原動機付自転車の保安基準の細目 第１節　一般原動機付自転車の保安基準の細目 第１款　型式認定一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（第239条―第254条の４の３） 第２款　型式認定一般原動機付自転車等以外の一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目（第255条―第270条の４の３） 第３款　使用の過程にある一般原動機付自転車の保安基準の細目（第271条―第286条の４の３） 第２節　（略） （定義等） 第２条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第２条及び保安基準第１条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 一～二　（略） 二の二　「一般小型原動機付自転車」とは、二輪を有する一般原動機付自転車（側車付のものを除く。）及び３個又は４個の車輪を備える一般原動機付自転車（次条各号のすべての要件を満たすものに限る。）のうち、内燃機関以外を原動機とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。 イ　保安基準第59条の告示で定める方法により測定した場合において、長さ1.9m以下であること。 ロ　最高速度が50km／h以下であること。	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　原動機付自転車の保安基準の細目 第１節　一般原動機付自転車の保安基準の細目 第１款　型式認定一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（第239条―第254条の４の２） 第２款　型式認定一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目（第255条―第270条の４の２） 第３款　使用の過程にある一般原動機付自転車の保安基準の細目（第271条―第286条の４の２） 第２節　（略） （定義等） 第２条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第２条及び保安基準第１条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 一～二　（略） （新設）

ハ　空車状態の重量が55kg以下であること。	
三～十七　（略）	三～十七　（略）
２　（略）	２　（略）
第２条の２　自動車又は原動機付自転車のうち次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車、二輪の一般原動機付自転車又は二輪の特定小型原動機付自転車の基準を適用するものとする。	第２条の２　自動車又は原動機付自転車のうち次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
第２条の３　保安基準第１条第１項第13号の６イの告示で定める方法は、第１号から第３号までに掲げる状態の特定小型原動機付自転車を、第４号により測定するものとする。	第２条の３　保安基準第１条第１項第13号の６ロの告示で定める方法は、第１号から第３号までに掲げる状態の特定小型原動機付自転車を、第４号により測定するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（操縦装置）	（操縦装置）
第12条　（略）	第12条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合であって、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置及び作動方式に改造を行った操縦装置については、当該各号の基準にかかわらず、運転者が運転者席において、転落のおそれが少なく、かつ、容易に操作できるものであればよい。	３　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（自動車の騒音防止装置）	（自動車の騒音防止装置）
第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。	一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
二　（略）	二　（略）
三　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）は、法第75条第４項の検査又は施行規則第62条の３第５項若しくは第62条の４の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の３第１項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。	三　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法第75条第４項の検査又は施行規則第62条の３第５項若しくは第62条の４の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の３第１項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。
表　（略）	表　（略）
四　二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km／h 未満のものは除く。）は、協定規則第 41 号の規則 6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 41 号の規則 6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、協定規則第 41 号の規則 8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であればよいものとする。	四　二輪自動車は、協定規則第 41 号の規則 6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 41 号の規則 6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、協定規則第 41 号の規則 8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であればよいものとする。
五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度20km／h未満のものであって、技術的最大許容質量（自動車の構造、装置及び性能を勘案し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の	五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、協定規則第51号の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ3に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う

観点から十分許容される最大の質量をいう。以下同じ。）が2.8ｔ以下のものを除く。）は、協定規則第51号の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ3に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第51号の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号の規則8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度20km／h未満のものであって、技術的最大許容質量が2.8ｔを超えるものについては、協定規則第51号の規則6.の規定にかかわらず、協定規則第51号の附則5の規定に適合する構造であればよいものとする。	場合以外の場合にあっては、協定規則第51号の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号の規則8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。
2　（略）	2　（略）
（操縦装置） 第90条　（略）	（操縦装置） 第90条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置及び作動方式に改造を行った操縦装置については、当該各号の基準にかかわらず、運転者が運転者席において、転落のおそれが少なく、かつ、容易に操作できるものであればよい。	3　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
4　（略）	4　（略）
（自動車の騒音防止装置） 第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	（自動車の騒音防止装置） 第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自	一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自

動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。	動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
二　（略）	二　（略）
三　新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	三　新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
イ　二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）　協定規則第41号の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に定める基準に適合する構造であること。	イ　二輪自動車　協定規則第41号の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に定める基準に適合する構造であること。
ロ　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度20km／h未満のものであって、技術的最大許容質量が2.8ｔ以下のものを除く。）　協定規則第51号の規則6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ3に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度20km／h未満のものであって、技術的最大許容質量が2.8ｔを超えるものにあっては、協定規則第51号の規則6.の規定にかかわらず、協定規則第51号の附則5の規定に適合する構造であればよいものとする。	ロ　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　協定規則第51号の規則6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ3に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。
四・五　（略）	四・五　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（操縦装置）	（操縦装置）
第168条　（略）	第168条　（略）
２　（略）	２　（略）

3　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	3　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　表３の識別対象装置欄に掲げる装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置及び作動方式に改造を行った操縦装置については、ハ及びホの基準にかかわらず、運転者が運転者席において、転落のおそれが少なく、かつ、容易に操作できるものであればよい。	一　表３の識別対象装置欄に掲げる装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
４　（略）	４　（略）
（自動車の騒音防止装置）	（自動車の騒音防止装置）
第196条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	第196条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。	一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
二～四　（略）	二～四　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
第239条　この款の規定は、次に掲げる場合に適用する。	第239条　この款の規定は、次に掲げる場合に適用する。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　一般原動機付自転車について、特定小型原動機付自転車等の性能等確認制度に関する告示（令和４年国土交通省告示第1294号。以下「性能等確認告示」という。）第５条第２項の規定による確認を行	（新設）

う場合	
四　性能等確認告示第６条第１項の規定による通知（以下「適合通知」という。）を受けた型式の一般原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合	（新設）
２　（略）	２　（略）
（制動装置） 第242条　（略）	（制動装置） 第242条　（略）
２　一般原動機付自転車（次項の一般原動機付自転車を除く。）には、協定規則第78号の規則5.及び6.（一般小型原動機付自転車にあっては同規則の附則３の9.、10.、11.及び12.に係る部分を除く。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km／h未満の一般原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、施行規則第１条第２項の第二種原動機付自転車（以下「第二種原動機付自転車」という。）（最高速度25km／h未満のもの及び一般小型原動機付自転車を除く。）には、走行中の第二種原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の附則３の9.に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の附則３に適合するものに限る。）を備えることとする。	２　一般原動機付自転車（次項の一般原動機付自転車を除く。）には、協定規則第78号の規則5.及び6.に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km／h未満の一般原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、道路運送車両法施行規則第１条第２項の第二種原動機付自転車（以下「第二種原動機付自転車」という。）（最高速度25km／h未満のものを除く。）には、走行中の第二種原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の附則３の9.に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の附則３に適合するものに限る。）を備えることとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
３　最高速度50km／h以下の施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。	３　最高速度50km／h以下の道路運送車両法施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
４　（略）	４　（略）

（車体） 第242条の２　（略） ２　（略） ３　一般原動機付自転車（一般小型原動機付自転車に限る。）の安定性に関し、保安基準第61条の２第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。	（車体） 第242条の２　（略） ２　（略） （新設）
（前照灯） 第244条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える前照灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。 一　前照灯は、夜間にその前方40ｍの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 二　前照灯の照射光線は、一般小型原動機付自転車の進行方向を正射し、その主光軸は、下向き又は下向きに変換することができる構造であること。 三　前照灯の灯光の色は、白色であること。 四　前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。 五　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯にあっては、協定規則第149号の規則4.（4.5.1.、4.5.2.2.（b）、4.5.2.5.及び4.12.を除く。）及び5.3.に定める基準に適合するものであること。ただし、最小光度及び最大光度にあっては、協定規則第149号の規則5.3.の規定にかかわらず、協定規則第149号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。 ３～５　（略） ６　第４項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える前照灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合に	（前照灯） 第244条　（略） （新設） ２～４　（略） （新設）

おいて、前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。

一　光度が10,000cd以上の前照灯にあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。

二　前照灯の取付位置は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であること。

三　前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。

四　前照灯の個数は、１個または２個であること。

五　前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である一般小型原動機付自転車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

六　前照灯は、点滅するものでないこと。

七　前照灯の直接光又は反射光は、当該前照灯を備える一般小型原動機付自転車の運転操作を妨げるものでないこと。

八　前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。

（番号灯）

第245条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える番号灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。

一　番号灯は、夜間にその後方８ｍの距離からその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

二　番号灯の灯色の色は、白色であること。

三　番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

（番号灯）

第245条　（略）

（新設）

３・４　（略）	２・３　（略）
５　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える番号灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。	（新設）
一　番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。	
二　番号灯は、点滅しないものであること	
三　番号灯の直接光又は反射光は、当該番号灯を備える一般小型原動機付自転車及び他の一般原動機付自転車等の運転操作を妨げるものでないこと。	
四　番号灯は、灯器の取付部及びレンズ部に緩み、がたがない等第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。	
（尾灯）	（尾灯）
第246条　（略）	第246条　（略）
２　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える尾灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。	（新設）
一　尾灯は、夜間にその後方300ｍの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が５Ｗ以上30Ｗ以下で照明部の大きさが15㎠以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。	
二　尾灯の灯光の色は、赤色であること。	
三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見	

通すことができるものであること。ただし、一般小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り一般小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。 四　尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。	
3～5　（略）	2～4　（略）
6　第４項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える尾灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第１項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。 二　尾灯は、その照明部の中心が地上２ｍ以下となるように取り付けられていること。 三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般小型原動機付自転車の最外側から400㎜以内となるように取り付けられていること。 四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般小型原動機付自転車を除く。）。 五　尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備える	（新設）

こと。ただし、最高速度35km／h未満の一般小型原動機付自転車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられた計器類を備える一般小型原動機付自転車にあっては、この限りでない。 六　尾灯は、第２項に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第３号の基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、尾灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、一般小型原動機付自転車の構造上、同項第３号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。		
（制動灯） 第247条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える制動灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。 一　制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20㎠以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。 二　尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の５倍以上となる構造であること。 三　制動灯の灯光の色は、赤色であること。 四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り一般小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、一般小型原動機	（制動灯） 第247条　（略） （新設）	

付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 10° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り一般小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、一般小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。	
五　制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。	
3・4　（略）	2・3　（略）
5　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える制動灯にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	（新設）
一　制動灯は、主制動装置（一般小型原動機付自転車と付随車とを連結した場合においては、当該一般小型原動機付自転車又は付随車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の一般小型原動機付自転車又は付随車を減速するための装置をいう。）を操作している場合のみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の一般小型原動機付自転車について乾燥した平たんな舗装路面において、50km／h（最高速度が50km／h未満の一般小型原動機付自転車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が2.2m／ｓ^{2}以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。	
二　制動灯は、その照明部の中心が地上２m以下となるように取り付けられていること。	
三　後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明	

部の最外縁は、一般小型原動機付自転車の最外側から400㎜以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般小型原動機付自転車を除く。）。

五　制動灯は、第２項に掲げる性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75ｍ未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第４号の基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、制動灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、一般小型原動機付自転車の構造上、同項第４号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

（後部反射器）

第248条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える後部反射器にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。

一　後部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、Ｏ、Ｉ、Ｕ又は８といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。

二　付随車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50㎜以上のもの又は中空の正立正三角形で、帯状部の幅が25㎜以上のものであること。

三　後部反射器は、夜間にその後方100ｍの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

四　後部反射器による反射光の色は、赤色であること。

（後部反射器）

第248条　（略）

（略）

五　後部反射器は、反射部が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。	
3～5　（略）	2～4　（略）
6　第４項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える後部反射器にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。 二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が一般小型原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪の一般小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の一般小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪の一般小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。 三　後部反射器は、第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、後部反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。	（新設）
（警音器） 第250条　（略）	（警音器） 第250条　（略）
2　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える警音器の警報音発生装置にあっては、音が連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであればよい。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。 一　音が自動的に断続するもの 二　音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの	（新設）

三　運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの	
3　（略）	2　（略）
4　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える警音器の警報発生装置にあっては、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　警音器の音の大きさ（２以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、一般小型原動機付自転車の前方７ｍの位置において112dB以下83dB以上であること。	
二　警音器は、サイレン又は鐘でないこと。	
5　音の大きさが前項第１号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。	（新設）
一　音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。	
二　マイクロホンは、車両中心線上の一般小型原動機付自転車の前端から７ｍの位置の地上0.5ｍから1.5ｍの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行、かつ、水平に一般小型原動機付自転車に向けて設置する。	
三　聴感補正回路はＡ特性とする。	
四　次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。	
イ　当該一般小型原動機付自転車のバッテリから供給する方法	
ロ　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法	
五　計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。	
六　計測値の取扱いは、次のとおりとする。	
イ　計測は２回行い、１dB 未満は切り捨てるものとする。	
ロ　２回の計測値の差が２dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も前項第１号に規定する範囲内にない場合には有効とする。	

ハ　２回の計測値（ニにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。

ニ　計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が３dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、３dB未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの、最高速度が50km／hを超えるもの又は内燃機関以外を原動機とするものであって最高速度が20km／h未満のものに限る。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

第252条の２　（略）	第252条の２　（略）
２　前項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える方向指示器にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。	（新設）
一　車両中心線上の前方及び後方30ｍの距離から指示部を見通すことができる位置の前面及び後面に少なくとも左右１個ずつ取り付けられていること。	
二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。	
三　方向指示器の灯光の色は、橙色であること。	
四　方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り一般小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75ｍ未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°）の平面並びに方向指示器の中心を含む、一般小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。	
五　方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。	
３～５　（略）	２～４　（略）
６　第４項の規定にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える方向指示器にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すればよい。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	（新設）
一　方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅する	

ものであること。

二　方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない一般小型原動機付自転車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

三　一般小型原動機付自転車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して指示を表示するためのものにあっては、その照明部の中心において150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が２個備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。

四　方向指示器の指示部の中心は、地上2.3m以下となるように取り付けられていること。

五　運転者が運転者席において直接、かつ、容易に方向指示器（一般小型原動機付自転車の両側面に備えるものを除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

六　方向指示器は、第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、一般小型原動機付自転車の構造上、同項第４号に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

（後写鏡）

第252条の３　（略）

（後写鏡）

第252条の３　（略）

２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の規定にかかわらず、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般小型原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。 一　別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」（4.2.5.及び5.を除く。） 二　歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。	（新設）
５　次の各号に掲げる一般原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第65条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二　（略） 三　前２項の後写鏡にあっては、別添83「二輪自動車の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準を準用した基準	４　次の各号に掲げる一般原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第65条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二　（略） 三　第３項の後写鏡にあっては、別添83「二輪自動車の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準を準用した基準
（電気装置） 第253条の３　保安基準第65条の４第１項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。 ２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。 ３　前項の規定（協定規則第136号の規則6.に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。 一　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3） 二　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194） 三　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）	（新設）
（乗車装置） 第254条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66	（乗車装置） 第254条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66

条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のもの及び座席を有しない乗車装置の床面であって、十分な滑り止め加工がされているものは、この基準に適合するものとする。	条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のものは、この基準に適合するものとする。
２　（略）	２　（略）
（最高出力抑制装置） 第254条の４の３　最高出力抑制装置の最高出力制御性能等に関し、保安基準第66条の４の３の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　機械式又は電気式に最高出力を制御するものであること。 二　最高出力の変更及び設定の解除が容易にできるものであってはならない。この場合において、最高出力抑制装置の部品を容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。 三　最高出力抑制装置及びその作動に必要な接続部（分離することにより一般原動機付自転車が運行できなくなる接続部を除く。）は容易に分離できるものであってはならない。この場合において、当該装置及び接続部に封印の取り付けがされているもの、容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。	（新設）
第２款　型式認定一般原動機付自転車等以外の一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするも	第２款　型式認定一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの

ののの保安基準の細目	の保安基準の細目
第255条　この款の規定は、型式認定一般原動機付自転車及び適合通知を受けた型式の一般小型原動機付自転車以外の一般原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合に適用する。	第255条　この款の規定は、型式認定一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合に適用する。
２　（略）	２　（略）
（制動装置）	（制動装置）
第258条　（略）	第258条　（略）
２　一般原動機付自転車（次項の一般原動機付自転車を除く。）には、協定規則第78号の規則5.及び6.（一般小型原動機付自転車にあっては同規則の附則３の9.、10.、11.及び12.に係る部分を除く。）に適合する制動装置（四輪又は第25km／h未満の一般原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km／h未満のもの及び一般小型原動機付自転車を除く。）には、走行中の第二種原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の附則３の9.に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の附則３に適合するものに限る。）を備えることとする。	２　一般原動機付自転車（次項の一般原動機付自転車を除く。）には、協定規則第78号の規則5.及び6.に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km／h未満の一般原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km／h未満のものを除く。）には、走行中の第二種原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の附則３の9.に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の附則３に適合するものに限る。）を備えることとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
（車体）	（車体）
第258条の２　（略）	第258条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　一般原動機付自転車（一般小型原動機付自転車に限る。）の安定性に関し、保安基準第61条の２第３号の告示で定める基準は、別添126	（新設）

「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（前照灯）

第260条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　前照灯は、夜間にその前方40ｍの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

二～四　（略）

五　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯（二輪の一般原動機付自転車に備えるものに限る。）にあっては、協定規則第149号の規則4.（4.5.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く。）及び5.3.に定める基準に適合するものであること。ただし、最小光度及び最大光度にあっては、協定規則第149号の規則5.3.の規定にかかわらず、協定規則第149号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。

一～八　（略）

３　（略）

（番号灯）

第261条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車の番号灯は、夜間にその後方８ｍの距離からその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

（前照灯）

第260条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　前照灯は、夜間前方40ｍの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

二～四　（略）

五　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯（二輪の一般原動機付自転車に備えるものに限る。）にあっては、協定規則第149号の規則4.（4.5.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く。）及び5.3.に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第149号の規則5.3.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。

一～八　（略）

３　（略）

（番号灯）

第261条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車の番号灯は、夜間後方８ｍの距離からその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

二・三　（略）
2　（略）
3　番号灯の取付方法等に関し、保安基準第62条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。
一～四　（略）
4　（略）

（尾灯）
第262条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一・二　（略）
三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。
四　（略）
2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の

二・三　（略）
2　（略）
3　番号灯の取付方法等に関し、保安基準第62条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。
一～四　（略）
4　（略）

（尾灯）
第262条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一・二　（略）
三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。
四　（略）
2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の

告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五・六　（略）

３　（略）

（制動灯）

第263条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の４第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の一般原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平

告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五・六　（略）

３　（略）

（制動灯）

第263条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の４第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の一般原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平

面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の４第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（警音器）

第266条　（略）

2　（略）

3　音の大きさが前項第１号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。

一　（略）

二　マイクロホンは、車両中心線上の一般原動機付自転車の前端から７ｍの位置の地上0.5ｍから1.5ｍの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行、かつ、水平に一般原動機付自転車に向けて設置する。

三～六　（略）

4　（略）

面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の４第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（警音器）

第266条　（略）

2　（略）

3　音の大きさが前項第１号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。

一　（略）

二　マイクロホンは、車両中心線上の一般原動機付自転車の前端から７ｍの位置の地上0.5ｍから1.5ｍの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に一般原動機付自転車に向けて設置する。

三～六　（略）

4　（略）

（消音器）

第268条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限り、内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度が20km／h未満のものを除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

二～五　（略）

２・３　（略）

（方向指示器）

第268条の２　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第64条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

（電気装置）

（消音器）

第268条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）は別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

二～五　（略）

２・３　（略）

（方向指示器）

第268条の２　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第64条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

第269条の３　保安基準第65条の４第１項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。 ２　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステムであってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。 ３　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、協定規則第136号の規則5.（5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。 二　次に掲げる基準のいずれかに適合する電気装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前号（協定規則第136号の規則6.に限る。）の基準に適合するものとみなす。 イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3） ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194） ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（PSEマークが表示されているもの） ４　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第１号の基準に適合するものとする。	（新設）
（乗車装置） 第270条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落	（乗車装置） 第270条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落

又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のもの及び座席を有しない乗車装置の床面であって、十分な滑り止め加工がされているものは、この基準に適合するものとする。	又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のものは、この基準に適合するものとする。
2　（略）	2　（略）
（最高出力抑制装置） 第270条の４の３　最高出力抑制装置の最高出力制御性能等に関し、保安基準第66条の４の３の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　機械式又は電気式に最高出力を制御するものであること。 二　最高出力の変更及び設定の解除が容易にできるものであってはならない。この場合において、最高出力抑制装置の部品を容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。 三　最高出力抑制装置及びその作動に必要な接続部（分離することにより一般原動機付自転車が運行できなくなる接続部を除く。）は容易に分離できるものであってはならない。この場合において、当該装置及び接続部に封印の取り付けがされているもの、容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。 2　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられた最高出力抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた最高出力抑制装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。	（新設）

第３款　使用の過程にある一般原動機付自転車の保安基準の細目	第３款　使用の過程にある一般原動機付自転車の保安基準の細目
（車体） 第274条の２　（略） ２　（略） ３　一般原動機付自転車（一般小型原動機付自転車に限る。）の安定性に関し、保安基準第61条の２第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。	（車体） 第274条の２　（略） ２　（略） （新設）
（前照灯） 第276条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　前照灯は、夜間にその前方40ｍの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 二～四　（略） ２　前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。 一～八　（略） ３　（略）	（前照灯） 第276条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　前照灯は、夜間前方40ｍの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 二～四　（略） ２　前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。 一～八　（略） ３　（略）
（番号灯） 第277条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　一般原動機付自転車の番号灯は、夜間にその後方８ｍの距離から	（番号灯） 第277条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　一般原動機付自転車の番号灯は、夜間後方８ｍの距離からその後

その後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

二・三　（略）

2　（略）

3　番号灯の取付方法等に関し、保安基準第62条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。

一～四　（略）

4　（略）

（尾灯）

第278条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

二・三　（略）

2　（略）

3　番号灯の取付方法等に関し、保安基準第62条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、番号灯の照明部、個数及び取付位置の測定は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」を準用するものとする。

一～四　（略）

4　（略）

（尾灯）

第278条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五・六　（略）

3　（略）

（制動灯）

第279条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の４第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の一般原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五・六　（略）

3　（略）

（制動灯）

第279条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の４第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の一般原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の

中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の４第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（警音器）

第282条　（略）

2　（略）

3　音の大きさが前項第１号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。

一　（略）

二　マイクロホンは、車両中心線上の一般原動機付自転車の前端から７ｍの位置の地上0.5ｍから1.5ｍの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行、かつ、水平に一般原動機付自転車に向けて設置する。

三～六　（略）

中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の４第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない一般原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（警音器）

第282条　（略）

2　（略）

3　音の大きさが前項第１号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。

一　（略）

二　マイクロホンは、車両中心線上の一般原動機付自転車の前端から７ｍの位置の地上0.5ｍから1.5ｍの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に一般原動機付自転車に向けて設置する。

三～六　（略）

４　（略）	４　（略）
（消音器） 第284条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限り、内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度が20km／h未満のものを除く。）は別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。	（消音器） 第284条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）は別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
二～四　（略）	二～四　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（方向指示器） 第284条の２　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第64条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	（方向指示器） 第284条の２　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第64条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。	二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。
三～五　（略）	三～五　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（電気装置） 第285条の３　保安基準第65条の４第１項の告示で定める基準は、一般原動機付自転車に備える電気装置が、サイバーセキュリティを確保できるものであることとする。この場合において、次に掲げる電気装置であって、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。 一　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 二　サイバーセキュリティシステムに係る電気装置に変更がないもの ２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。 二　導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電気的に電気的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。 三　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。 四　原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。 ３　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。	（新設）

（乗車装置） 第286条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のもの及び座席を有しない乗車装置の床面であって、十分な滑り止め加工がされているものは、この基準に適合するものとする。 ２　（略）	（乗車装置） 第286条　一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条第１項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のものは、この基準に適合するものとする。 ２　（略）
（最高出力抑制装置） 第286条の４の３　最高出力抑制装置の最高出力制御性能等に関し、保安基準第66条の４の３の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　機械式又は電気式に最高出力を制御するものであること。 二　原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 イ　最高出力抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの ロ　設定出力の変更及び設定の解除が容易にできるもの ２　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられた最高出力抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた最高出力抑制装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。	（新設）
第２節　特定小型原動機付自転車の保安基準の細目	第２節　特定小型原動機付自転車の保安基準の細目
第287条　この款の規定は、次に掲げる場合に適用する。 一・二　（略） 三　特定小型原動機付自転車について、性能等確認告示第５条第２項	第287条　この款の規定は、次に掲げる場合に適用する。 一・二　（略） 三　特定小型原動機付自転車について、特定小型原動機付自転車の性

の規定による確認を行う場合

四　適合通知を受けた型式の特定小型原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合

２　（略）

（車体）

第290条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第292条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.2.（種別R1、R2及びMRに係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下

能等確認制度に関する告示（令和４年国土交通省告示第1294号。以下「性能等確認告示」という。）第５条第２項の規定による確認を行う場合

四　性能等確認告示第６条第１項の規定による通知（以下「適合通知」という。）を受けた型式の特定小型原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合

２　（略）

（車体）

第290条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第292条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.2.（種別R1、R2及びMRに係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下

方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

（制動灯）

第293条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める

方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五　（略）

（制動灯）

第293条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める

基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.5.（種別S1、S2及びMSに係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.5.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

２　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第３章第３節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付

基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.5.（種別S1、S2及びMSに係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.5.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一～三　（略）

四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

２　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第３章第３節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない特定小型

自転車を除く。）。

五　（略）

（後部反射器）

第294条　（略）

２　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪の特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪の特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。

三　（略）

（方向指示器）

第296条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.及び4.7.2.1.を除く。）及び5.6.（種別2、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、交換式電球の受金形状が、JIS規格C7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付

原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

（後部反射器）

第294条　（略）

２　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪を有する特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪を有する特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。

三　（略）

（方向指示器）

第296条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.及び4.7.2.1.を除く。）及び5.6.（種別2、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあっては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、交換式電球の受金形状が、JIS規格C7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付

防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第148号の規則4.7.2.2.(b)の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２　（略）

（電気装置）

第298条　保安基準第66条の15第１項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。

２　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（PSEマークが表示されているもの）

防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第148号の規則4.7.2.2.(b)の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２　（略）

（電気装置）

第298条　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、安保安基準第66条の15の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

（車体）

第303条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第305条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すこと

が漏れない構造であること。

（車体）

第303条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第305条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すこと

ができるものとする。	ができるものとする。
四　（略）	四　（略）
2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。	三　後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。
四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。	四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車の尾灯を除く。）。
五　（略）	五　（略）
3　（略）	3　（略）
（制動灯）	（制動灯）
第306条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	第306条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置	四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置

から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（後部反射器）

第307条　（略）

2　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられてい

から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

五　（略）

2　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～三　（略）

四　後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（後部反射器）

第307条　（略）

2　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられてい

ること。ただし、二輪の特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪の特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。

三　（略）

3　（略）

（方向指示器）

第309条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

（電気装置）

第311条　保安基準第66条の15第１項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。

２　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた特定小型原動機付自転車に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステムであってその機能を損なうおそれのある損傷のない

ること。ただし、二輪を有する特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪を有する特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。

三　（略）

3　（略）

（方向指示器）

第309条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

（電気装置）

第311条　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合する

ものは、前項の基準に適合するものとする。

3　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（PSEマークが表示されているもの）

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

（車体）

第316条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第318条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

ものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

（車体）

第316条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車の安定性に関し、保安基準第66条の７第３号の告示で定める基準は、別添126「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に定める基準とする。

（尾灯）

第318条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の９第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（制動灯）

一・二　（略）

三　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の９第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一・二　（略）

三　後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300㎜以内となるように取り付けられていること。

四　後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五　（略）

3　（略）

（制動灯）

第319条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	第319条　制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の10第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。	四　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪の特定小型原動機付自転車にあっては、内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。
五　（略）	五　（略）
２　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。	２　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の10第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　後面に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。	四　後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車を除く。）。
五　（略）	五　（略）

３　（略）	３　（略）
（後部反射器） 第320条　（略） ２　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　（略） 二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪の特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪の特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。 三　（略） ３　（略）	（後部反射器） 第320条　（略） ２　後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　（略） 二　最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪を有する特定小型原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪を有する特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。 三　（略） ３　（略）
（方向指示器） 第322条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　（略） 二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心	（方向指示器） 第322条　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の13第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。 一　（略） 二　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100ｍの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心

面に直交する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

（電気装置）

第324条　保安基準第66条の15第１項の告示で定める基準は、特定小型原動機付自転車に備える電気装置が、サイバーセキュリティを確保できるものであることとする。この場合において、次に掲げる電気装置であって、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

一　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた特定小型原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

二　サイバーセキュリティシステムに係る電気装置に変更がないもの

２　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（PSEマークが表示されているもの）

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

面に直行する鉛直面への投影面積が７㎠以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三～五　（略）

２・３　（略）

（電気装置）

第324条　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ　国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

二　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

三　原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

別添123　「作動状態記録装置の技術基準」 1.・2.　（略） 3.　要件 3.1.～3.3.　（略） 3.4.　データの取得 3.4.1.　（略） 3.4.2.　衝突後のデータの取得可能性 3.4.2.1.・3.4.2.2.　（略） 3.4.2.3.　大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えられる作動状態記録装置にあっては、物理的衝撃から保護することができる場所に搭載されていることが文書によって証明されなければならない。 3.4.3.　（略） 3.5.・3.6.　（略）	別添123　「作動状態記録装置の技術基準」 1.・2.　（略） 3.　要件 3.1.～3.3.　（略） 3.4.　データの取得 3.4.1.　（略） 3.4.2.　衝突後のデータの取得可能性 3.4.2.1.・3.4.2.2.　（略） （新設） 3.4.3.　（略） 3.5.・3.6.　（略）
別添126　特定小型原動機付自転車等の走行安定性の技術基準 1.　適用範囲 この技術基準は、特定小型原動機付自転車及び一般小型原動機付自転車に適用する。 2.　要件 2.1.　3.の各試験の路面要素を、設計最高速度又は20km／ｈのいずれか小さい方と8±2km／hの速度でそれぞれ走行させたとき、いずれの場合においても、次の規定に適合しなければならない。 ⑴・⑵　（略） 3.　（略）	別添126　特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準 1.　適用範囲 この技術基準は、特定小型原動機付自転車に適用する。 2.　要件 2.1.　3.の各試験の路面要素を、設計最高速度と8±2km／hの速度でそれぞれ走行させたとき、いずれの場合においても、次の規定に適合しなければならない。 ⑴・⑵　（略） 3.　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

←

改正後	改正前
（電気装置） 第十四条　（略） 2～21　（略） 22　自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるものについては、細目告示別添百二十の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百八十八号）による改正前の細目告示別添百二十の規定に適合するものであればよい。 一・二　（略） 23　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示別添百二十「サイバーセキュリティシステムの技術基準」３・３・の規定は、「含めるものとする。」とあるのを「含めるものとする。ただし、当該軽減策が技術的に実現不可能な場合、自動車製作者等は他の適切な軽減策を実施するものとし、技術的に実現可能であるリスクアセスメントを試験機関に説明するものとする。」と読み替えて適用する。 一・二　（略） 24　自動運行装置を備える自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるものについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。	（電気装置） 第十四条　（略） 2～21　（略） 22　自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものについては、細目告示別添百二十の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百八十八号）による改正前の細目告示別添百二十の規定に適合するものであればよい。 一・二　（略） 23　次に掲げる自動車については、細目告示別添百二十「サイバーセキュリティシステムの技術基準」３・３・の規定は、「含めるものとする。」とあるのを「含めるものとする。ただし、当該軽減策が技術的に実現不可能な場合、自動車製作者等は他の適切な軽減策を実施するものとし、技術的に実現可能であるリスクアセスメントを試験機関に説明するものとする。」と読み替えて適用する。 一・二　（略） 24　自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、次に掲げるものについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一～四　（略）

25　自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるものについては、細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

26　自動運行装置を備える自動車以外の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車については、保安基準第十七条の二第四項並びに細目告示第二十一条第四項、第九十九条第五項及び第六項並びに第百七十七条第四項の規定は適用しない。

27～41　（略）

42　自動運行装置を備える自動車以外の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）については、当分の間、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

（車体）

第六十二条の二　（略）

2　（略）

3　令和七年二月二十八日以前に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車に限る。）については、保安基準第六十一条の二第一号及び第二号の規定は、適用しない。

4　令和七年三月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車に限る。）については、保安基準第六十一条の二第

一～四　（略）

25　自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものについては、細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

26　自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車については、保安基準第十七条の二第四項並びに細目告示第二十一条第四項、第九十九条第五項及び第六項並びに第百七十七条第四項の規定は適用しない。

27～41　（略）

（新設）

（車体）

第六十二条の二　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

三号並びに細目告示第二百四十二条の二第三項、細目告示第二百五十八条の二第三項及び細目告示第二百七十四条の二第三項の規定は適用しなくてもよい。

（電気装置）

第七十三条の二　一般原動機付自転車にあっては、当分の間、保安基準第六十五条の四第一項並びに細目告示第二百五十三条の三第一項、第二百六十九条の三第一項及び第二項並びに第二百八十五条の三第一項の規定は適用しなくてもよい。

2　次に掲げる一般原動機付自転車については、保安基準第六十五条の四第二項の規定は、適用しない。

一　令和九年二月二十八日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和九年三月一日から令和十一年二月二十八日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年二月二十八日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和九年三月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年二月二十八日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と電気装置に係る性能が同一であるもの

ハ　施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車

（新設）

（電気装置）

第七十八条の二　特定小型原動機付自転車にあっては、当分の間、保安基準第六十六条の十五第一項並びに細目告示第二百九十八条第一項、第三百十一条第一項及び第二項並びに第三百二十四条第一項の規定は適用しなくてもよい。

（新設）

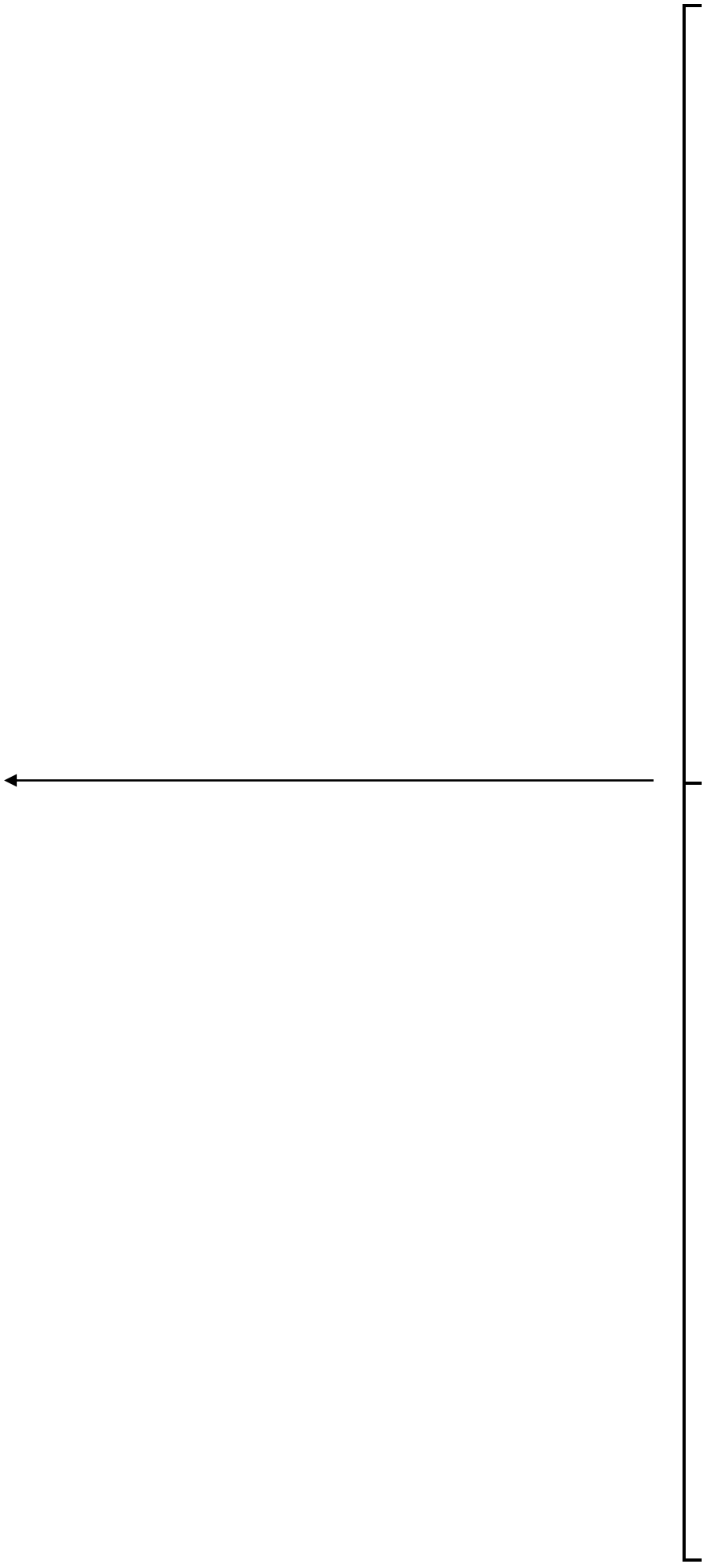

（道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　（略） 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十一条第三項第二号及び第三号、第十二条第三項、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項第三号、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条（第一号を除く。）、第八十九条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十条第三項、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四条第二項第一号及び第四項、第百五条第一項第一号及び第四項、第百七条第一項第一号ロ、第百十七条第一項、第百十九条第六項第三号、第百二十一条第三項第五号、第百二十三条第一項第三号、第百二十四条第一項第三号、第百二十五条第三項第一号及び第三号、第百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第	第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　（略） 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十一条第三項第二号及び第三号、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項第三号、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条（第一号を除く。）、第八十九条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四条第二項第一号及び第四項、第百五条第一項第一号ロ、第百十七条第一項、第百十九条第六項第三号、第百二十一条第三項第五号、第百二十三条第一項第三号、第百二十四条第一項第三号、第百二十五条第三項第一号及び第三号、第百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第百二十八

七項第一号及び第二号、第百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第百二十九条第三項第七号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第百三十九条第一項及び第三項第一号、第百四十条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第百四十六条第一項第三号、第百四十六条の二第一項、第百五十五条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第百五十九条第一項第五号、第百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第百六十五条（第一号を除く。）、第百六十七条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第百六十八条第三項、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第百七十二条第四項、第五項及び第七項、第百八十三条第一項第一号ロ、第百九十五条第三項第二号、第百九十七条第六項第三号、第百九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七条第一項及び第三項第一号、第二百十八条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四条第一項第三号、第二百二十四条の二第一項、第二百三十三条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七条第一項第三号及び第三項第四号、第百二十九条第三項第七号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第百三十九条第一項及び第三項第一号、第百四十条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第百四十六条第一項第三号、第百四十六条の二第一項、第百五十五条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第百五十九条第一項第五号、第百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第百六十五条（第一号を除く。）、第百六十七条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第百七十二条第四項、第五項及び第七項、第百八十三条第一項第一号ロ、第百九十五条第三項第二号、第百九十七条第六項第三号、第百九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七条第一項及び第三項第一号、第二百十八条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四条第一項第三号、第二百二十四条の二第一項、第二百三十三条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七条第一項第

項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七条第一項第五号の規定 三～十一　（略）	五号の規定 三～十一　（略）

（特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の一部改正）

第四条　特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（令和四年国土交通省告示第千二百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

←

改正後	改正前
特定小型原動機付自転車等の性能等確認制度に関する告示	特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示
（目的） 第一条　この告示は、国土交通大臣の認定を受けて特定小型原動機付自転車及び一般小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）への適合性及び品質管理に係る体制の確認（以下「性能等確認」という。）を実施しようとする者（以下「性能等確認実施機関」という。）による特定小型原動機付自転車等に係る性能等確認並びに当該確認がされた旨の特定小型原動機付自転車等への表示の適正な実施に関し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される特定小型原動機付自転車等の保安基準適合性を確保するとともに、特定小型原動機付自転車等が安全に利用される環境の整備を促進することを目的とする。	（目的） 第一条　この告示は、国土交通大臣の認定を受けて特定小型原動機付自転車の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）への適合性及び品質管理に係る体制の確認（以下「性能等確認」という。）を実施しようとする者（以下「性能等確認実施機関」という。）による特定小型原動機付自転車に係る性能等確認並びに当該確認がされた旨の特定小型原動機付自転車への表示の適正な実施に関し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される特定小型原動機付自転車の保安基準適合性を確保するとともに、特定小型原動機付自転車が安全に利用される環境の整備を促進することを目的とする。
（定義） 第二条　この告示において「特定小型原動機付自転車」とは、保安基準第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車をいう。 2　この告示において「一般小型原動機付自転車」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第一項第二号の二に規定する一般小型原動機付自転車をいう。	（定義） 第二条　この告示における用語の定義は、保安基準第一条に定めるところによる。
（性能等確認実施機関の認定） 第三条　（略） 2　国土交通大臣は、前項の認定（以下単に「認定」という。）の申請	（新設） （性能等確認実施機関の認定） 第三条　（略） 2　国土交通大臣は、前項の認定（以下単に「認定」という。）の申請

があった場合において、その申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　特定小型原動機付自転車等について、性能等確認実施規程に基づき次に掲げる事項を適切に確認できる能力を有すること。

イ・ロ　（略）

ハ　設計又は製作の過程に起因する不具合が生じた場合において、特定小型原動機付自転車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される特定小型原動機付自転車等を製作することを業とする者から当該特定小型原動機付自転車等を購入する契約を締結している者であって当該特定小型原動機付自転車等を輸入することを業とするもの（以下「製作者等」という。）により必要な改善措置が講じられるものであること。

二・三　（略）

3～8　（略）

（性能等確認の実施）

第五条　（略）

2　性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程及び性能等確認実施要領に基づき、申請に係る特定小型原動機付自転車等の型式ごとに性能等確認を実施するものとする。

3　（略）

（性能等確認の結果の活用）

第六条　（略）

2　適合通知を受けた製作者等は、当該適合通知に係る型式の特定小型原動機付自転車等には、特別な表示（次項において単に「表示」という。）を付するものとする。

3　表示は、シールとし、特定小型原動機付自転車等がその型式について適合通知を受けたことを示す用途にのみ用いるものとする。

4　（略）

があった場合において、その申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　特定小型原動機付自転車について、性能等確認実施規程に基づき次に掲げる事項を適切に確認できる能力を有すること。

イ・ロ　（略）

ハ　設計又は製作の過程に起因する不具合が生じた場合において、特定小型原動機付自転車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される特定小型原動機付自転車を製作することを業とする者から当該特定小型原動機付自転車を購入する契約を締結している者であって当該特定小型原動機付自転車を輸入することを業とするもの（以下「製作者等」という。）により必要な改善措置が講じられるものであること。

二・三　（略）

3～8　（略）

（性能等確認の実施）

第五条　（略）

2　性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程及び性能等確認実施要領に基づき、申請に係る特定小型原動機付自転車の型式ごとに性能等確認を実施するものとする。

3　（略）

（性能等確認の結果の活用）

第六条　（略）

2　適合通知を受けた製作者等は、当該適合通知に係る型式の特定小型原動機付自転車には、特別な表示（次項において単に「表示」という。）を付するものとする。

3　表示は、シールとし、特定小型原動機付自転車がその型式について適合通知を受けたことを示す用途にのみ用いるものとする。

4　（略）

（認定の取消し等）

第八条　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、性能等確認に係る結果の公表を取りやめることができる。

一　当該確認に係る型式の特定小型原動機付自転車等が第三条第二項第一号イからハまでに掲げる事項に適合しないと認めるとき。

二・三　（略）

（認定の取消し等）

第八条　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、性能等確認に係る結果の公表を取りやめることができる。

一　当該確認に係る型式の特定小型原動機付自転車が第三条第二項第一号イからハまでに掲げる事項に適合しないと認めるとき。

二・三　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に性能等確認実施機関がこの告示による改正前の特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示第三条第二項の規定により受けている認定については、なお従前の例による。